(証券コード：3198)
平成28年５月10日

株　主　各　位

東京都世田谷区玉川二丁目21番１号
ＳＦＰダイニング株式会社
代表取締役社長　佐　藤　　誠

# 第６回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、下記のとおり当社第６回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月24日(火)午後７時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年５月25日(水)　午前10時（受付開始時刻　午前９時）
開催日が前回定時株主総会日(平成27年12月22日)に応当する日と離れていますのは、当社の決算期末日を９月30日から２月末日に変更したことに伴い、移行期である第６期(当事業年度)が平成27年10月１日から平成28年２月29日までの５か月間となっているためであります。

２．場　　所　　東京都千代田区隼町１番１号
ホテル グランドアーク半蔵門　４階「富士の間」

３．目的事項

報告事項　　第６期(平成27年10月１日から平成28年２月29日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

第２号議案　　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

第３号議案　　会計監査人選任の件

以　上

---

当日ご出席の場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参いただきますようお願いいたします。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.sfpdining.jp/)に掲載させていただきます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.sfpdining.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

**当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。**
**なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。**

（添付書類）

# 事　業　報　告

（自　平成27年10月１日
至　平成28年２月29日）

当社は、平成27年12月22日開催の第５回定時株主総会の決議により、決算期末日を従来の９月30日から２月末日に変更致しました。

これにより、当第６期事業年度が平成27年10月１日から平成28年２月29日までの５か月間となったため、当事業年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## １．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、10月に発足した第３次安倍改造内閣が「一億総活躍社会」を目指すと宣言し、アベノミクスの新しい「三本の矢」などの経済対策を打ち出すなどしたため、年末にかけて株高傾向になりました。しかし原油価格の急落に伴う新興国景気の悪化等もあり、10月～12月期のGDP速報値は前期比0.4％減と２四半期ぶりのマイナス成長となる等、景気の不透明感も見られました。

外食業界におきましては、景気回復の動きに伴い雇用・所得情勢が緩やかな回復傾向にあること、円安を契機とした訪日外国人によるいわゆるインバウンド需要の継続等、業界への追い風はあったものの、一方で深刻な人材不足は引き続き業界全体の課題となっていることや、総務省発表の消費支出は平成27年９月から平成28年１月まで前年同月を下回り、２月についてもうるう年の影響を考慮すると前年同月を下回っているとみられ、消費動向を中心に不透明な経営環境が継続しております。

このような状況の中で当社は、ビジョンである「日本を豊かにする『食』の専門店集団を目指す」に基づき、５か月間の変則決算期間中ではあるものの18店舗の新規出店を行うとともに、第三の柱と成り得る事業へのチャレンジ、店舗運営の基礎となる人材の採用・育成、従業員の労務管理の徹底及び衛生管理体制の強化を、前期に引き続き取り組んでまいりました。

鳥良事業部門においては、「鳥良商店」モデルのトライアルに引き続き取り組み、４店舗出店致しました。また店舗立地等の環境変化を勘案し、「鳥良」１店舗を「鳥良商店」に業態転換致しました。以上の結果により、当期末現在の店舗数は「鳥良商店」を含め40店舗となり、売上高は2,882百万円となりました。

磯丸事業部門においては、従来の出店の中心である東京23区内への出店のほか、首都圏及び関西圏に積極的な出店を行いました。また、前事業年度から取り組んでいるフランチャイズ店についても、新たに１店開業致しました。一方で「磯丸水産」１店舗を後述の新規事業に業態転換致しました。以上の結果により、直営では「磯丸水産」を12店舗出店し、当期末現在の店舗数は120店舗となり、フランチャイズ店を入れると、新規出店が13店舗、当期末現在の総店舗数は123店舗となりました。その結果、磯丸事業部門における売上高は10,266百万円となりました。

その他部門におきましては、「きづなすし」を新たに１店舗出店したほか、「磯丸水産」からの業態転換によりチョップドサラダ専門店である「わたしのサラダ製作所。My SALAD FACTORY!」を１店舗出店、鹿児島県産黒毛和牛を中心に厳選されたお肉とワインのマリアージュをカジュアルにお楽しみいただける「WOLFMAN'S GRILL」を１店舗出店し、期末現在の店舗

数は13店舗となりました。以上の結果により、その他部門における売上高は926百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は14,076百万円、営業利益1,464百万円、経常利益1,564百万円、当期純利益918百万円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は1,170百万円であり、その主なものは新規出店資金(敷金及び保証金を含む)であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度においては、新株予約権の行使に伴い、総額105百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第　3　期<br>(平成25年９月期) | 第　4　期<br>(平成26年９月期) | 第　5　期<br>(平成27年９月期) | 第　6　期<br>(当事業年度)<br>(平成28年２月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高（千円） | 15,442,005 | 20,097,933 | 28,598,195 | 14,076,098 |
| 経　常　利　益（千円） | 1,359,282 | 1,982,667 | 3,333,593 | 1,564,735 |
| 当　期　純　利　益（千円） | 605,450 | 1,178,705 | 2,030,866 | 918,891 |
| １株当たり当期純利益　（円） | 28.83 | 56.13 | 74.82 | 31.71 |
| 総　資　産　額（千円） | 10,148,360 | 12,400,126 | 23,712,928 | 23,434,418 |
| 純　資　産　額（千円） | 1,902,769 | 3,081,475 | 18,204,454 | 18,650,759 |
| １株当たり純資産額　（円） | 90.61 | 146.74 | 629.85 | 638.33 |

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。
２．当社は、平成25年９月19日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。そのため、第３期の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
３．第６期（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、平成27年10月１日から平成28年２月29日までの５か月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスであり、同社は当社の株式を19,634,300株(議決権比率67.20%)保有しております。親会社との間で、親会社が株主に贈呈する「株主様ご優待券」に係る精算取引等を行っております。

② 子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| ＳＦＰ音響株式会社 | 990万円 | 100% | 音響機器の仕入販売 |

(注)ＳＦＰ音響株式会社は、平成28年２月18日に設立されました。

(4) 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、①少子高齢化の進展、コンビニをはじめとする中食市場の拡大等から、外食機会そのものの減少が見られること、②業界への新規参入が絶えず、かつ既存業者も消費者ニーズの多様化を見据えた新しい提案を日々市場に投入する等、企業間競争が激化する傾向にあること、③訪日外国人の増加によるいわゆるインバウンド需要が大都市圏の消費動向に影響を与えていること、④首都圏を中心とする再開発により市場環境の変化が更に加速すると考えられること等により、今後はますます流動的な環境となっていくことが想定されます。当社といたしましては、着実な新規出店、店舗運営力の強化、内部組織の充実に取り組み、収益機会を着実に捕捉して、継続的に企業価値を高めていく方針であります。なお、具体的な施策は以下のとおりであります。

① 新規出店の継続、出店エリアの拡大及び新業態の開発

当社は、手羽先唐揚専門店の「鳥良」と魚貝・鮮魚をメインとした「磯丸水産」という外食店舗(居酒屋)を主に首都圏・関西圏において展開しております。こだわりをもった店づくりに取り組むと同時に、料理・サービス力の向上、店舗設備の改善等を常に図ることにより、競合店舗との差別化を図っております。現在の事業領域において継続的な業績拡大を図るために、新規出店の継続、出店エリアの拡大と新業態の開発を進めていく方針です。平成29年２月期の新規出店に関しましては、41店舗を予定しております。なお平成28年２月期においては、新業態への取り組みとして、チョップドサラダ専門店「わたしのサラダ製作所。My SALAD FACTORY!」と焼肉の専門店である「WOLFMAN'S GRILL」を出店致しました。今後も引き続き、安定した新規出店と新規事業の開発を進めてまいります。

② 人材の確保及び育成の強化

事業拡大のための店舗数の拡大を行い、店舗売上・客数の確保、業務の継続的な効率化への取り組み等を行うためには、優秀な人材の確保及び育成は不可欠な要素となっており、重要な課題であると考えております。当社では「人材開発部」が中心となり、これらの課題解決に注力しております。具体的には、人材の確保については、中途採用の拡充及び新規学卒者の安定的な採用による正社員の確保を図ってまいります。パートタイマー・アルバイトについては、社会保険の適用範囲の拡大が平成28年10月から予定されており、これに伴う採用環境の変化に対応すべく取り組みを進めてまいります。人材の育成については、店長に対する集合研修の強化による店舗サービスレベルの均質化を図るとともに、パートタイマー・アルバイト教育の充実に取り組んでおります。また、従来からの社員の階層に合わせた研修プログラム、店舗におけるOJTを中心とした教育に引き続き取り組むことにより、社員の定着・育成に取り組んでいく方針です。

③ 店舗収益力の維持、向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的に容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社は、厳選した食材を使用し、店舗内調理による付加価値を提供することで店舗収益を確保しながら、効果的な販促活動によりリピート率の向上及び新規顧客の獲得を図る戦略をとっております。今後も各種施策を実行すること等により、店舗収益力の維持、向上を図っていく方針です。

④ 衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題等により、食材の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社の各店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に本社人員による店舗監査や食品工場への監査を行っております。また外部機関のチェックも併せて行うことで、衛生管理体制の充実に継続的に取り組んでおります。今後も法令改正等に対応しながら、衛生管理体制のより一層の強化を図っていく方針です。

⑤ 経営管理組織の充実

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、更なる企業規模拡大の基盤となるよう経営管理組織を常に最適化し、内部監査体制の充実及び全従業員に対しての継続的な教育活動を行っていく方針です。

(5) 主要な事業内容(平成28年２月29日現在)

当社は、手羽先唐揚専門店の「鳥良」及び魚貝・鮮魚をメインとした「磯丸水産」を主力業態として、居酒屋をチェーン展開しております。なお、首都圏、関西圏は直営で、愛知県はフランチャイズ方式にて展開しております。また、業態の開発や店舗エリアの拡大にも積極的に取り組んでおります。各業態の特徴は以下のとおりであります。

| 事業部門 | 特　　徴 | 店舗数 |
|---|---|---|
| 鳥良事業部門 | | |
| 鳥　　良<br>酉 の 舞<br>おもてなしとりよし | 「手羽先唐揚」を看板料理とし、照明を抑えた落ち着いた雰囲気で、店舗ごとに異なる内装を特徴としております。鶏料理、和食を主軸に、手作りであることにこだわったメニューを幅広く取り揃え、お客様に喜びと満足を提供することを目指す業態であります。 | 31店舗 |
| 鳥良商店 | 鳥良にカジュアルな要素を加えた新しいスタイルです。<br>開放的で入りやすさを演出したエントランス、明るく活気溢れる店内で、手羽先唐揚をはじめとした一品料理を気軽にお楽しみいただけます。 | ９店舗 |
| 磯丸事業部門 | | |
| 磯丸水産 | 海辺の磯料理屋を想起させる店内で、活貝の浜焼きをはじめ、各地より仕入れた海鮮を、24時間365日、気軽にお楽しみいただける業態であります。 | 120店舗 |
| その他の部門 | | |
| 鉄板二百℃ | 目前の大型鉄板で調理が進む鉄板焼きならではのライブ感を、ワインと共に気軽にお楽しみいただける業態であります。 | ３店舗 |
| CASA DEL GUAPO<br>CASA DEL BUENO | スペイン現地にあるバルスタイルを忠実に再現した、カジュアルな雰囲気とスペイン料理をお客様に楽しんでいただける業態であります。 | ２店舗 |
| 玉丁本店 | 名古屋名物「味噌煮込みうどん」を堪能できる店であり、味噌、麺、だしのすべてにこだわりぬいた味わいをお客様に楽しんでいただける業態であります。 | １店舗 |
| ビストロISOMARU | 低価格＝大衆のイメージを破るべく、低価格でありながらおしゃれ感を追求。スマートカジュアルな空間で、旨い洋食をお値打ち価格で楽しめる業態であります。 | １店舗 |
| きづなすし | 各地の漁港より取り寄せる新鮮なネタを美味しく、安く、24時間、年中無休で一貫よりお好みで注文できる寿司業態であります。 | ３店舗 |
| 生そば玉川 | 「挽きたて、打ちたて、茹でたて」をモットーに、旨いそばをリーズナブルな価格で、日常的に召し上がっていただける店を目指した業態であります。 | １店舗 |
| わたしのサラダ製作所。<br>My SALAD FACTORY! | 国内農家から仕入れたロメインレタスやほうれん草をベースに、細かく刻んだ野菜をスプーンでお召し上がりいただく新しいスタイルのチョップドサラダ専門店です。全てのドレッシングは手作りで、その他トッピング類も豊富に取り揃えております。 | １店舗 |
| WOLFMAN'S GRILL | 『焼肉　×　ワイン』<br>鹿児島県産黒毛和牛を中心に厳選されたお肉とワインのマリアージュをお楽しみいただけます。 | １店舗 |
| 合　　計 | | 173店舗 |

(注)「磯丸水産」のフランチャイズ店舗(３店舗)は除外しております。

(6) 主要な事業所等(平成28年２月29日現在)

本社　　東京都世田谷区玉川二丁目21番１号

店舗の状況については、以下のとおりであります。

| 事業部門 | 首都圏 | | | | 関西圏 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東京 | 神奈川 | 千葉 | 埼玉 | 大阪 | 兵庫 | |
| 鳥良事業部門 | 27 | 2 | 3 | 5 | 3 | － | 40 |
| 鳥　良<br>酉の舞<br>おもてなしとりよし | 21 | 2 | 3 | 3 | 2 | － | 31 |
| 鳥良商店 | 6 | － | － | 2 | 1 | － | 9 |
| 磯丸事業部門 | 73 | 19 | 7 | 11 | 8 | 2 | 120 |
| 磯丸水産 | 73 | 19 | 7 | 11 | 8 | 2 | 120 |
| その他の部門 | 11 | 1 | － | 1 | － | － | 13 |
| 鉄板二百℃ | 3 | － | － | － | － | － | 3 |
| CASA DEL GUAPO<br>CASA DEL BUENO | 2 | － | － | － | － | － | 2 |
| 玉丁本店 | 1 | － | － | － | － | － | 1 |
| ビストロISOMARU | 1 | － | － | － | － | － | 1 |
| きづなすし | 2 | － | － | 1 | － | － | 3 |
| 生そば玉川 | 1 | － | － | － | － | － | 1 |
| わたしのサラダ製作所。<br>My SALAD FACTORY! | 1 | － | － | － | － | － | 1 |
| WOLFMAN'S GRILL | － | 1 | － | － | － | － | 1 |
| 合　計 | 111 | 22 | 10 | 17 | 11 | 2 | 173 |

(注)「磯丸水産」のフランチャイズ店舗(３店舗)は除外しております。

(7) 従業員の状況(平成28年２月29日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 861名 | 67名増 | 36.1歳 | 3.9年 |

(注) １．従業員数には使用人兼務取締役及び臨時雇用者を含んでおりません。
２．平均年齢は、小数点第２位を四捨五入し、小数点第１位まで表示しております。
３．上記のほか、契約社員、パート及びアルバイトが2,148名(１日８時間換算)おります。

(8) 主要な借入先の状況(平成28年２月29日現在)

| 借　　入　　先 | 借　入　金　残　高 |
|---|---|
| 株　式　会　社　み　ず　ほ　銀　行 | 168,750千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 Ｕ Ｆ Ｊ 銀 行 | 112,500千円 |
| 株　式　会　社　り　そ　な　銀　行 | 70,000千円 |
| 合　　計 | 351,250千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

**２．会社の株式に関する事項**(平成28年２月29日現在)

(1) 発行可能株式総数　50,000,000株

(2) 発行済株式の総数　29,218,000株

(3) 当事業年度末の株主数　24,747名

(4) 大株主(上位10名)

| 株　　主　　名 | 持 株 数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス | 19,634,300株 | 67.20% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 527,900株 | 1.81% |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 349,956株 | 1.20% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 264,700株 | 0.91% |
| 麒麟麦酒株式会社 | 210,000株 | 0.72% |
| 三井食品株式会社 | 210,000株 | 0.72% |
| 株式会社ジャックル浦島屋 | 210,000株 | 0.72% |
| CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT | 152,000株 | 0.52% |
| 光行　康明 | 135,600株 | 0.46% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 | 127,700株 | 0.44% |

(注) 持株比率は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

**３．会社の新株予約権等に関する事項**(平成28年２月29日現在)

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名　　称 | 第１回新株予約権 |
|---|---|
| 発行日 | 平成24年８月30日 |
| 新株予約権の数 | 268個 |
| 保有人数<br>当社取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)<br>当社社外取締役(監査等委員を除く)<br>当社取締役（監査等委員） | <br>３名<br>―<br>― |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | 当社普通株式　268,000株<br>(新株予約権１個当たり1,000株) |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | １株当たり　335円 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成26年８月30日から<br>平成34年８月28日まで |
| 新株予約権の行使条件 | ①各本新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。<br>②本新株予約権の行使時において、本新株予約権者が、当社の幹部役職員の地位を有している場合に限り行使することができる。但し、当社の取締役会において特例として承認された場合には、退任後の行使を妨げない。<br>③無償取得事由が発生していない場合に限り行使することができる。 |
| 新株予約権の取得事由 | 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合において、当社取締役会が別途取得日を定めたときは、当該取得日に、本新株予約権を無償で取得する。<br>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、又は本新株予約権の目的である株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案につき、当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)。<br>②本新株予約権又は本新株予約権者について、本新株予約権を行使できる条件に該当しなくなった場合。<br>③その他本新株予約権者との間で締結した新株予約権引受契約に定める事由が発生した場合。 |

(注) 当社は、平成25年９月19日付で普通株式１株につき1,000株の株式分割を行っております。

(2) 使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

## ４．会社の役員の状況

(1) 取締役の状況(平成28年２月29日現在)

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 佐　藤　　誠 | ― |
| 専務取締役 | 野　崎　哲　也 | 営業本部長兼業態推進部長 |
| 常務取締役 | 坂　本　　聡 | 企画・管理本部長兼経営企画部長 |
| 取　締　役 | 川　井　　潤 | 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス<br>専務取締役管理本部担当 |
| 取締役(監査等委員) | 安　藤　算　浩 | 監査法人ナカチ　代表社員 |
| 取締役(監査等委員) | 池　田　竜　郎 | 日比谷ステーション法律事務所　代表弁護士 |
| 取締役(監査等委員) | 柿　原　　靖 | 株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス<br>管理本部経営企画部経営企画チームマネージャー |

(注) １．取締役安藤算浩及び池田竜郎の両氏は社外取締役であります。
２．当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を配置しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
３．監査等委員安藤算浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査等委員池田竜郎氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役安藤算浩及び池田竜郎の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定しています。
６．当社は、非業務執行取締役である川井潤、安藤算浩、池田竜郎及び柿原靖の各氏との間において、当社の定款に基づき、会社法第423条第1項に定める各氏の当社に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で重大な過失がないときに限り、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
７．当社は執行役員制度を導入しており、平成28年２月29日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

| 地　　位 | 氏　　名 | 担　　当 |
|---|---|---|
| 常務執行役員 | 落　合　一　喜 | 店舗開発本部長 |
| 執　行　役　員 | 神　野　　忍 | 商　品　本　部　長 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 支給人数 | 報酬等の総額 |
|---|---|---|
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(―) | 43,766千円<br>(―) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 2名<br>(2名) | 2,112千円<br>(2,112千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 2名<br>(2名) | 5,645千円<br>(5,645千円) |
| 合計<br>(うち社外役員) | 9名<br>(4名) | 51,525千円<br>(7,758千円) |

(注) 1．取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、平成27年12月22日開催の定時株主総会において決議いただいております年額90,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)の範囲で取締役会にて決定しております。
2．取締役（監査等委員）の報酬額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成27年12月22日開催の定時株主総会において決議いただいております年額20,000千円以内の範囲で、監査等委員である取締役の協議において決定しております。
3．当社は、平成27年12月22日までは監査役会設置会社でありました。監査役の報酬額は、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、平成23年４月22日開催の臨時株主総会において決議いただいております年額20,000千円以内の範囲で、監査役の協議において決定しております。
4．安藤算浩氏は、平成27年12月22日をもって社外監査役を退任し、同日をもって社外取締役(監査等委員)に就任しております。合計の区分にかかる支給人数及びそのうち社外役員にかかる支給人数は、安藤算浩氏を２名として計算しております。
5．上記の表の支給人数は、無報酬の役員（４名）を含みません。
6．当社の社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額(当社の社外役員であった期間に受けたものに限る。)は、２名で11,187千円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役川井潤氏は、平成26年6月27日法律第90号会社法の一部を改正する法律第4条の定めにより、平成27年12月22日開催の第５回定時株主総会の終結の時までは社外取締役でありましたが、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの専務取締役を兼職しております。同氏の兼職先である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスは当社発行済株式の67.20％を保有する当社の親会社であります。当社と株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスとは、同社が同社株主に贈呈する「株主様ご優待券」に係る精算取引等を行っております。

社外取締役（監査等委員）安藤算浩氏(なお、同氏は平成27年12月22日までは社外監査役であり、同日に社外監査役を退任して社外取締役に就任しました。)は監査法人ナカチの代表社員であります。当該兼職先と当社との間に取引関係はございません。

社外取締役（監査等委員）池田竜郎氏は日比谷ステーション法律事務所の代表弁護士であります。当該兼職先と当社との間に取引関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 社外取締役 | 川井　潤 | 川井潤氏は、平成26年6月27日法律第90号会社法の一部を改正する法律第4条の定めにより、平成27年12月22日開催の第５回定時株主総会の終結の時までは社外取締役でありました。当事業年度に開催された取締役会のうち、平成27年12月22日までに開催された取締役会には、３回中３回出席し、主に上場会社の管理本部担当役員としての豊富な経験、見地から適宜発言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 安藤　算浩 | 当事業年度に開催された取締役会には、７回中７回出席、また監査等委員会には３回中３回出席し、主に公認会計士として培った知識、経験から、また、監査等委員会委員長として適宜発言を行っております。なお、当社は平成27年12月22日までは監査役会設置会社であり、安藤算浩氏は社外監査役に就任していましたが、同氏は、当事業年度に開催された監査役会には２回中２回出席し、適宜発言を行っております。 |
| 社外取締役<br>(監査等委員) | 池田　竜郎 | 当事業年度に開催された取締役会には、４回中４回出席、また監査等委員会には３回中３回出席し、主に弁護士として培った知識、経験から、適宜発言を行っております。 |

## ５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 1．当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告致します。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案して、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案致します。

(5)会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）

・業務改善命令(業務管理体制の改善)

※併せて、約21億円の課徴金納付命令にかかる審判手続き開始を決定

③処分理由

・株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務諸表の監査において、７名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

・監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## ６. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

Ⅰ 業務の適正を確保するための体制の概要

当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会で決議した内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「企業行動規範」及び「コンプライアンス規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。

② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、当社グループのコンプライアンス意識向上に努める。

③ 適切な財務諸表作成のために、経理財務部部長は「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。

④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。

⑤ 内部監査室は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査等委員会との情報交換会を定期的に開催する。

⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、「企業行動規範」において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、企画・管理本部担当役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。

② 取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリスク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

また、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、当社グループ内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した関連社内規程を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

② 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、迅速に対応することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社においては、定例取締役会を毎月１回以上開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

② 当社取締役会は、毎事業年度末までに当社グループにおける翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月開催される取締役会において進捗状況を確認する。

③ 当社取締役会において当社グループの取締役の業務執行範囲を定めるとともに、当社グループの「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「職務権限規程(別表)」その他の規程に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、当社と親会社及び子会社との情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備する。

子会社の取締役は、当社が定める規程等に従い、その職務の執行に関する事項を定期的に（但し、重大な事項については逐次）当社に報告する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するための使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

補助使用人は総務部門と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。

(8)当社の監査等委員会への報告に関する事項

① 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行うこととする。

② 当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行う。

(9)監査等委員会に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(10)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

(11)その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

① 監査等委員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題等について、意見交換を行うこととする。

② 監査等委員会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保証する。

(12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

Ⅱ業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループの取締役及び従業員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう、役員及び店長が出席する会議や、社内メール等を通じて研修・啓蒙を行っております。

(2) 取締役会議事録、株主総会議事録、その他重要な書類等は文書管理規程に基づき適切に作成・管理しております。

(3) 監査等委員（平成27年12月22日以前は監査役）は、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席しております。また、代表取締役社長は、監査等委員（平成27年12月22日以前は監査役）と定期的に意見交換を行っております。

(4) 監査等委員（平成27年12月22日以前は監査役)、取締役、使用人及び会計監査人は、随時意見交換会を行い、監査等委員会（平成27年12月22日以前は監査役）監査の実効性の確保を図っております。

# 貸 借 対 照 表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **10,362,614** | **流動負債** | **3,775,703** |
| 現金及び預金 | 7,289,205 | 買掛金 | 816,473 |
| 売掛金 | 252,858 | １年内返済予定の長期借入金 | 145,000 |
| 有価証券 | 2,000,000 | リース債務 | 93,535 |
| 原材料及び貯蔵品 | 120,175 | 未払金 | 542,229 |
| 前払費用 | 393,043 | 未払費用 | 993,282 |
| 繰延税金資産 | 168,955 | 未払法人税等 | 474,722 |
| 未収入金 | 127,029 | 未払消費税等 | 217,585 |
| その他 | 11,346 | 預り金 | 22,301 |
| | | 前受収益 | 174,862 |
| **固定資産** | **13,071,803** | 賞与引当金 | 275,863 |
| **有形固定資産** | **6,687,280** | 資産除去債務 | 3,685 |
| 建物 | 5,487,201 | 株主優待引当金 | 12,388 |
| 構築物 | 3,283 | その他 | 3,772 |
| 工具、器具及び備品 | 791,636 | | |
| リース資産 | 174,490 | **固定負債** | **1,007,955** |
| 建設仮勘定 | 230,668 | 長期借入金 | 206,250 |
| **無形固定資産** | **1,950,072** | リース債務 | 140,307 |
| のれん | 1,936,958 | 退職給付引当金 | 142,428 |
| 商標権 | 217 | 役員退職慰労引当金 | 33,412 |
| ソフトウエア | 4,413 | 資産除去債務 | 77,239 |
| その他 | 8,483 | 長期未払金 | 190,045 |
| **投資その他の資産** | **4,434,450** | その他 | 218,271 |
| 関係会社株式 | 9,900 | | |
| 出資金 | 430 | **負債合計** | **4,783,659** |
| 長期前払費用 | 624,807 | 純資産の部 | |
| 繰延税金資産 | 134,957 | **株主資本** | **18,650,759** |
| 敷金及び保証金 | 3,659,430 | **資本金** | **6,640,175** |
| その他 | 13,425 | **資本剰余金** | **7,714,354** |
| 貸倒引当金 | △8,500 | 資本準備金 | 7,701,675 |
| | | その他資本剰余金 | 12,679 |
| | | **利益剰余金** | **4,296,282** |
| | | その他利益剰余金 | 4,296,282 |
| | | 繰越利益剰余金 | 4,296,282 |
| | | **自己株式** | **△51** |
| | | **純資産合計** | **18,650,759** |
| **資産合計** | **23,434,418** | **負債及び純資産合計** | **23,434,418** |

（金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。）

# 損　益　計　算　書

（平成27年10月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| 科目 | | 金額 | |
|---|---|---|---|
| 【売上高】 | | | 14,076,098 |
| 【売上原価】 | | | 3,975,301 |
| | 売上総利益 | | 10,100,797 |
| 【販売費及び一般管理費】 | | | 8,636,363 |
| | 営業利益 | | 1,464,433 |
| 【営業外収益】 | | | |
| 受取利息 | | 234 | |
| 有価証券利息 | | 2,501 | |
| 受取賃貸料 | | 13,060 | |
| 協賛金収入 | | 90,678 | |
| その他 | | 7,308 | 113,785 |
| 【営業外費用】 | | | |
| 支払利息 | | 4,140 | |
| 不動産賃貸原価 | | 1,693 | |
| その他 | | 7,648 | 13,482 |
| | 経常利益 | | 1,564,735 |
| 【特別損失】 | | | |
| 固定資産除却損 | | 10,401 | |
| 減損損失 | | 139,378 | 149,779 |
| | 税引前当期純利益 | | 1,414,955 |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 401,679 | |
| | 法人税等調整額 | 94,384 | 496,063 |
| | 当期純利益 | | 918,891 |

（金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。）

# 株主資本等変動計算書

（平成27年10月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 6,587,412 | 7,648,912 | 12,679 | 7,661,591 | 3,955,450 | 3,955,450 | － | 18,204,454 | 18,204,454 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 52,762 | 52,762 | － | 52,762 | － | － | － | 105,525 | 105,525 |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | △578,060 | △578,060 | － | △578,060 | △578,060 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | 918,891 | 918,891 | － | 918,891 | 918,891 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | △51 | △51 | △51 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 52,762 | 52,762 | － | 52,762 | 340,831 | 340,831 | △51 | 446,304 | 446,304 |
| 当期末残高 | 6,640,175 | 7,701,675 | 12,679 | 7,714,354 | 4,296,282 | 4,296,282 | △51 | 18,650,759 | 18,650,759 |

（金額表示については、千円未満の端数は切り捨てております。）

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成28年４月20日

ＳＦＰダイニング株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 山 﨑　博 行 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 廿 樂　眞 明 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＳＦＰダイニング株式会社の平成27年10月１日から平成28年２月29日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成27年10月１日から平成28年２月29日までの第６期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し，監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月28日

ＳＦＰダイニング株式会社　監査等委員会

監査等委員（社外取締役）　安藤　算浩　㊞

監査等委員（社外取締役）　池田　竜郎　㊞

監査等委員（取締役）　柿原　靖　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

**第１号議案**　剰余金の処分の件

**期末配当に関する事項**

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、新規出店による事業規模の拡大と経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態を勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、次の通りと致したいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭と致します。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき９円と致したいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、262,961,730円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年５月26日と致したいと存じます。

**第２号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏　　名<br>(生 年 月 日)<br>保有する当社の株式の数</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>佐藤（さとう）　誠（まこと）<br>(昭和38年６月21日)<br>70,700株</td><td>昭和61年４月<br>昭和63年10月<br><br>平成15年４月<br>平成15年12月<br>平成23年５月<br><br>平成23年10月<br>平成25年１月</td><td>銀座レストラン高松　入社<br>サムカワフードプランニング株式会社　入社<br><br>同社　取締役営業本部長<br>同社　取締役開発本部長<br>サムカワフードプランニング株式会社（現当社）取締役商品本部長<br>当社　取締役常務執行役員商品本部長<br>当社　代表取締役社長（現任）</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)<br>佐藤誠氏は、入社以来、営業部門、開発部門、商品部門を歴任してまいりました。<br>また、平成15年に取締役に就任し、以来当社の経営に携わってまいりました。<br>平成25年には当社の代表取締役に就任し、当社の業績の拡大に努めるとともに、経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてまいりました。<br>以上のことから、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者<br>番号</th><th>氏　　名<br>（生 年 月 日）<br>保有する当社の株式の数</th><th colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>野崎（のざき） 哲也（てつや）<br>（昭和41年７月９日）<br>66,000株</td><td>昭和62年４月<br>昭和64年１月<br><br>平成16年10月<br>平成23年５月<br><br>平成23年10月<br><br>平成24年４月<br><br>平成26年10月<br><br>平成27年12月<br><br>平成28年５月</td><td>有限会社ＪＵＮ企画　入社<br>サムカワフードプランニング株式会社　入社<br><br>同社　第一営業部　部長<br>サムカワフードプランニング株式会社<br>（現当社）営業管理部長<br>当社　執行役員営業本部長兼鳥良事業部長兼<br>磯丸事業部長兼業態推進部長<br>当社　執行役員営業本部長兼<br>業態推進部長<br>当社　常務取締役兼執行役員<br>営業本部長兼業態推進部長<br>当社　専務取締役兼専務執行役員<br>営業本部長兼業態推進部長<br>当社　専務取締役兼専務執行役員<br>営業本部長(現任)</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）<br>野崎哲也氏は、入社以来、主に営業部門を担当してまいりました。平成23年には執行役員に就任し、営業部門の業務執行の責任者に就任し業務を行ってまいりました。また平成26年には常務取締役、平成27年には専務取締役に就任し、当社の経営に携わってまいりました。<br>以上のことから、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>坂本（さかもと） 聡（さとし）<br>（昭和53年10月１日）<br>30,000株</td><td>平成13年４月<br>平成18年10月<br>平成23年５月<br><br>平成23年10月<br>平成25年１月<br><br>平成25年10月<br><br>平成27年12月</td><td>サムカワフードプランニング株式会社　入社<br>同社　総務部長<br>サムカワフードプランニング株式会社（現当社）経営企画部長<br>当社　執行役員経営企画部長<br>当社　執行役員経営企画本部長<br>兼経営企画部長<br>当社　執行役員企画・管理本部長<br>兼経営企画部長<br>当社　常務取締役兼常務執行役員<br>企画・管理本部長兼経営企画部長<br>(現任)</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）<br>坂本聡氏は、入社以来、主に管理部門を担当してまいりました。平成23年には執行役員に就任、平成25年には企画・管理部門の業務執行の責任者に就任し業務を行ってまいりました。また、平成27年には常務取締役に就任し、当社の経営に携わってまいりました。<br>以上のことから、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>候補者<br>番号</td><td>氏　　名<br>（生 年 月 日）<br>保有する当社の株式の数</td><td colspan="2">略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>もろずみ　もとかつ<br>両角　元勝<br>（昭和50年４月29日）<br>０株<br>（新任）</td><td>平成11年４月<br>平成14年６月<br><br>平成16年３月<br>平成16年６月<br><br><br>平成24年６月<br><br>平成25年４月<br>平成26年６月<br><br><br>平成26年９月<br>平成26年10月</td><td>シダックス・コミュニティー株式会社　入社<br>株式会社リンク総研(後に株式会社ベンチャー・リンクに吸収合併)　入社<br>株式会社イノベーショントラスト　入社<br>株式会社クリエイト・レストランツ(現株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス)入社<br>同社　管理本部　経営企画チーム　統括マネージャー<br>当社　取締役<br>株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス　管理本部　経営企画チーム部長<br>当社　取締役退任<br>株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス　管理本部　経営企画部部長(現任)<br><br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス　管理本部　経営企画部長</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）<br>両角元勝氏は、当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスにおいて、経営企画部門に関する豊富な経験、実績を有しており、また同社における当社の窓口として当社の業務に対する知見を積み重ねてまいりました。<br>以上のことから、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者両角元勝氏は、当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの管理本部経営企画部長を兼務しております。
3. 取締役候補者両角元勝氏の過去５年間での当社の親会社である株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスにおける業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 取締役候補者両角元勝氏が取締役に選任された場合、業務執行取締役でない同氏との間で、当社の定款に基づき会社法第423条第1項に定める同氏の当社に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき善意で重大な過失がないときに限り、法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

**第３号議案**　会計監査人選任の件

会計監査人である新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えていると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 名　　称 | 有限責任監査法人トーマツ | |
| 主たる事務所の所在場所 | 東京都港区港南二丁目15番３号　品川インターシティ | |
| 沿　　革 | 昭和43年５月 | 等松・青木監査法人設立 |
| | 昭和50年５月 | トウシュ ロス インターナショナル＜TRI＞（現 デロイト トウシュ トーマツリミテッド＜DTTL＞）へ加盟 |
| | 平成２年２月 | 監査法人トーマツに名称変更 |
| | 平成21年７月 | 有限責任監査法人への移行に伴い、名称を有限責任監査法人トーマツに変更 |
| 概　　要 | 資　本　金 | 900百万円<br>（平成27年12月末日現在） |
| | 人　員　数 | 社員(公認会計士)　533名<br>特定社員　43名<br>職員　公認会計士　2,674名<br>公認会計士試験合格者等(会計士補を含む)　1,181名<br>その他専門職　1,227名<br>事務職　644名<br>合計　6,302名 |
| | 監査関与会社 | 3,574社（平成27年９月末日現在）<br>金商法・会社法監査：959／金商法監査：12／会社法監査：1,100／学校法人監査：83／労働組合監査：64／その他の法定監査：441／その他の任意監査：915 |

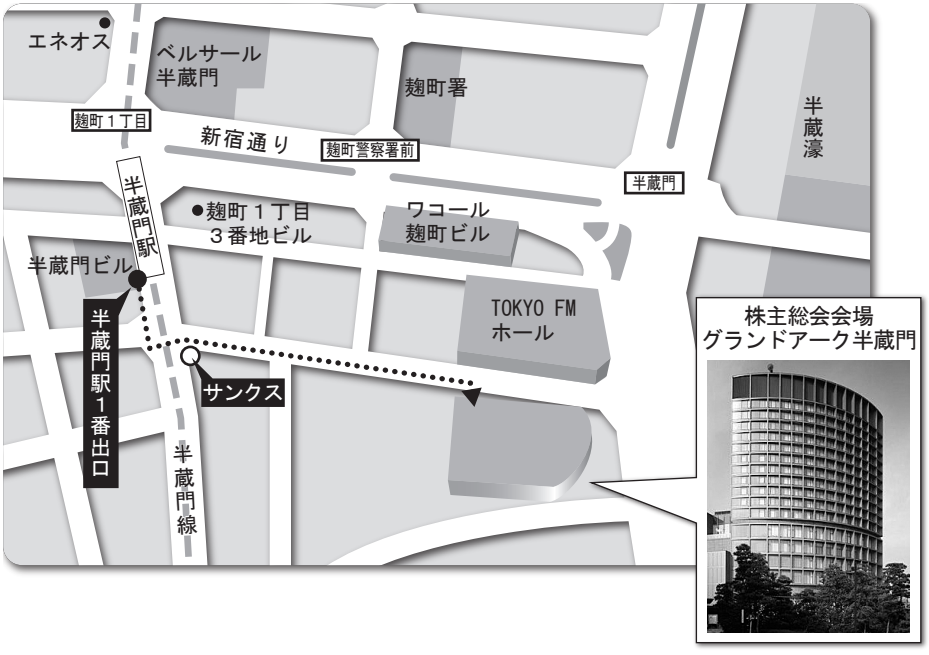
以　上

〈メ　モ　欄〉

# 株主総会会場ご案内図

１．日時　　平成28年５月25日(水)　午前10時
(受付開始　午前９時)

２．場所　　〒102-0092　東京都千代田区隼町１番１号
ホテル グランドアーク半蔵門　４階「富士の間」




【交通機関】
東京メトロ半蔵門線「半蔵門」駅下車……１番出口より徒歩約２分

※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関にてご来場いただきますようお願い申し上げます。
※ 株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。